

いてはある程度浸透している状況が伺えます。

OP活動と権利擁護意識

OP活動が、利用者の権利擁護に結びついていると思うかについては、「非常に思う(三三・四%)」「やや思う(五五・四%)」と、併せて八七・八%という数値を示しています。

OP活動が施設職員の権利擁護意識の向上に結びつくか、という質問では「非常に思う(二九・四%)」「やや思う(五六・四%)」と、併せて八五・八%でした。これらのことから、OP活動は利用者の権利擁護に資するだけでなく、職員の権利意識の改善にも有効と考えている職員が多数存在することが明らかになりました。

サービス提供と権利擁護

利用者のサービス提供の場面においては、サービス内容によって差異があることがわかりました。例えば衣服の汚損や余暇、食事、入浴については、比較的用户者の意向を取り入れた対応がなされていますが、地域や知人等との交流などについては、支援の難しさがあるようです。

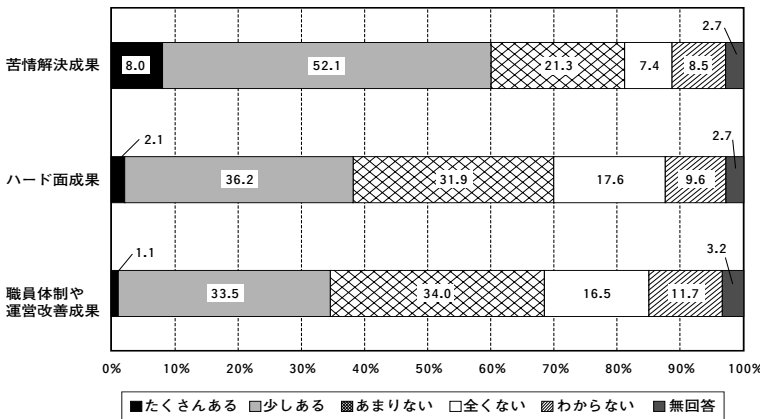
不適切な関わりを発見した時の対応では、職員が何らかのアク

ションを起こし改善に努力している一方で、その内容により対処方法が異なることがわかりました。

ネットワーク型OP活動について

ネットワーク型OP活動の多くは、月一回程度施設への訪問活動を行っています(七二%)。この活動による成果を「成果が」たくさんある」「少しある」と回答しているのは「苦情解決」で六〇・一%、「ハード面の改善成果」が三八・三%、「職員体制や運営改善成果」三四・六%となっています(図2)。

(図2)ネットワーク型福祉OPの活動成果について



これらのことから、OP活動は利用者の苦情を施設に伝え、解決に結びつける役割があり、利用者の声が施設のハード面・ソフト面に影響を及ぼしていることは認められるものの、実際に改善につなげるまでには至りにくいことが推測されました。

ネットワーク型であることの意味は「単独型ではOPが施設に内包されてしまう危険性があるから」、「施設長・協力員・OPなど、様々の立場の人が意見交換や問題共有ができる」、「施設間で情報共有ができる」などの効果を挙げる回答が多くみられました。

「あおぞらマン」の活動について

「あおぞらマン」の活動は、利用者本人が施設を介さず、直接相談できる権利擁護機関として発足しています。今回の調査では、「待ちの姿勢ではなく訪問活動をして欲しい(四八・二%)」、「相談場所を変えて欲しい(四・九%)」などの要望が挙げられ、場所を限定した相談活動の限界性が浮き彫りになりました。

しかしながら、「あおぞらマン」創設以降に活動がはじまったOP活動や運営適正化委員会、弁護士会など、他の権利擁護機関が設置されている現在においては、これ

らの機関との連携によるアプローチも検討されるべき事項であると考えられます。

ノーマライゼーション社会の創造に向けて

近年、福祉サービス提供の第一線である施設において、利用者の権利擁護に関わる様々な取り組みが急速に進展を遂げています。

このような状況下で、OP活動については、導入している福祉施設からも一定の必要性が認められていることが、本調査を通して明らかになりました。

しかしながら、OP活動は比較的新しく、施設職員がこの活動に大きな期待を寄せてはいるものの、実績については今後に期待するところが大きいといえます。今後、各OP活動は、実践を通じて理論を構築していく必要性があります。

OP活動は利用者だけでなく、施設職員や関係者のほか、地域住民を巻き込んで人間の主体性や連帯を回復する、本来の意味でのノーマライゼーション社会の実現に向けた活動であるといえます。

その意味からも、徹底的に利用者の側に立ち、地域に根ざした権利擁護を実践しているOP活動は、今後重要な役割を担っていくものと考えられます。(あしすと)